

『春記』逸文拾遺(稿)

Cleanings of “Shunki”

OGURA Shigeji, OGAWA Hirokazu

小倉慈司・小川宏和

『春記』について

平安時代中期の公卿である藤原資房(一〇〇七―一〇五七)の日記は『春記』として知られている。この記名は春宮権大夫を勤めたことによる名称である。

『春記』は「日次記」に収録されなかったこともあって『小右記』や『左経記』等に比べ、写本の普及が遅れたが、江戸時代末、東寺本に相当する部分が水野忠央によって丹鶴叢書に収められ、弘化四年(一八四七)丁未秩の中の二冊、嘉永元年(一八四八)戊申秩の中の一冊として刊行された⁽¹⁾。これはその後、一九一二年に国書刊行会より活字本として刊行されている。この間、星野恒氏によってそれ以外にまとまって伝存する写本や『改元部類』『東宮御元服部類記』等に収められている逸文が指摘されている⁽²⁾。

ついで一九一七年に珍書同好会より山田文昭氏蔵(現大谷大学博物館蔵)の長久二年二月巻が矢野太郎氏の翻刻により謄写版として刊行され、

のち石崎達二氏による活字版が山田文昭氏の遺稿集『日本仏教史之研究』(破塵閣書房 一九三四年)に収録された。

一九三九年には史料大成統編第三六冊にそれまでに発見された『春記』が丹鶴叢書所収分を除いて「春記脱漏」として収められ、さらに吉村茂樹・荻野三七彦・神田茂氏らの研究⁽³⁾を承けて一九四〇年刊行の第三八冊に「春記脱漏補遺」が掲載された(ともに矢野太郎氏校訂)。以上は一九六五年に臨川書店より刊行された『増補史料大成』七にまとめて収録されている。

その後、一九七六年に宮内庁書陵部所蔵の九条家旧蔵本中に存する長暦四年正月記のコロタイプ複製が製作され、一九八一年に刊行された『増補史料大成』七 第三刷では、それが翻刻されて収められるとともに、編年順に組み替えがなされた。

これ以降では、従来より存在は知られていた田中教忠収集本が国立歴史民俗博物館の所蔵となり、古瀬奈津子「田中本春記」について(『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇 一九九三年)によって、『増補史料

大成』未収部分の影印翻刻がなされ、また九条家本整理の過程で発見された断簡が、宮崎康充「『春記』長暦四年(長久元年)十月条」(『書陵部紀要』五四 二〇〇三年)によって翻刻された。

また既取ではあるものの、妙法院蔵本が妙法院史研究会編『妙法院史料』五(吉川弘文館 一九八〇年)に、高山寺蔵本が高山寺典籍文書総合調査団編『高山寺古典籍纂集』(高山寺資料叢書一七 東京大学出版会 一九八八年)に翻刻(後者は影印も収録)されている。

逸文については星野氏以前、近世に伴信友の『史籍年表』や柳原紀光による『柳原家所蔵書目(柳原家所持日記便覧)』といった研究があったが、神田茂氏がそれらの先行研究を参考にしつつ、逸文の集成を行ない、その後、それをもとに桃裕行氏が追補された。桃氏以降では、丸山裕美子氏による『遷幸部類記』所引逸文の翻刻・影印、高田義人氏による『羽林要秘抄』所引逸文の指摘・翻刻がなされている。⁽⁶⁾ また渡邊拓也氏は「藤原資房・資仲兄弟の儀式書について」(『芸林』五九一、二〇一〇年)において逸文の可能性が考えられる記事を紹介している。

本稿では以上の先行研究を参考としつつ、『増補史料大成』および『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇・『書陵部紀要』五四に未翻刻の『春記』逸文を年次順に配列した。作業は、小倉が採録すべき箇所を指示して藍原有理子氏(東京大学史料編纂所学術支援職員)が文字に起こし入力した後、さらに底本の検討や内容の検討・校合、また史料の追加等を小川が行ない、最終的に小倉が調整した。逸文の蒐集にあたっては石田実洋氏より『諒闇部類記』『有職抄』等、多々御教示いただいた。

本稿はその成果の一部を二〇一二年度人間文化研究機構連携研究「後期撰関期古記録『春記』のデータベース化」(倉本一宏研究代表)・二〇一三年度同「後期撰関期古記録『春記』逸文のデータベース化」(倉本一宏研究代表)(二〇一三年度)に負っている。

本稿収録記事は国立歴史民俗博物館のウェブサイト「データベース

きはく」にて公開している記録類全文データベース「春記」に登載予定である。なお、同データベースにおいては、『増補史料大成』『国立歴史民俗博物館研究報告』『書陵部紀要』掲載分についても、できる限り善本を底本とし、また再校訂を行なっている。

各史料所蔵機関には、史料調査や翻刻を御許可いただいたことにつき、深謝申し上げたい。

註

- (1) 佛敎大学図書館のデジタルコレクションにて全冊がネット公開されている。
- (2) 「歴史記録考」(『史学叢説』一 富山房 一九〇九年)「春記」解説部分は初出 一八九〇年。
- (3) 吉村「春記」(『歴史地理』六一―二 一九三三年)、荻野「藤原俊成本『春記』並びにその紙背文書の研究」(『日本古文書学と中世文化史』吉川弘文館 一九九五年 初出一九三九年)、同「俊成本春記その後の発見」(『歴史地理』七五―一 一九四〇年)、同「春記最古の写本」(『史観』二二 一九四〇年)、神田「左経記治安元年の記に就いて」(『日本の天文気象史料』あしかび書房 一九四七年 初出一九四〇年)。
- (4) 「春記の伝本に関する考察」(『日本の天文気象史料』あしかび書房 一九四七年 初出一九四五年)。
- (5) 「春記」(桃裕行著作集五『古記録の研究』下 思文閣出版 一九八九年)。
- (6) 丸山「甘露寺親長の『遷幸部類記』について」(『史学雑誌』一〇五―八 一九九六年)、同「『遷幸部類記』についての基礎的研究―影印・翻刻篇(一)―江記・春記・小右記」(『愛知県立大学文学部論集』日本文化学科学編五四 二〇〇六年)、高田「羽林要秘抄解説」(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成』五四 羽林要秘抄・上卿簡要抄 八木書店 二〇一三年)、同「藤原定能撰『羽林要秘抄』の原撰本」(『書陵部紀要』六七 二〇一六年)。

凡例

- ・『増補史料大成』および『国立歴史民俗博物館研究報告』五〇・『書陵部紀要』五四に未収録の『春記』逸文を年月日順に並べて翻刻する。ただし必ずしも『春記』とは確定できないものも、参考としてできるだけ広く採録するよう心がけた。また、これらのなかには日記ではなく、儀式書が含まれている可能性がある。
- ・最初に年月日、ついで本文を掲げ、その後に典拠・依拠写本等を記した。必要に応じて備考を付した。
- ・内容を把握しやすいよう、逸文以外の部分もあわせて翻刻した場合がある。また「春記」「資房卿記」等の記名はゴチック体とした。
- ・翻字は原則として常用漢字体による。細字や本文注については◇を付し、本文と同大にて翻刻した場合がある。

▼〔万寿三年(一〇二六)十二月十三日・十五日〕

万寿三年十二月十三日中宮御産五夜

後一条

資房卿記

宴座事畢上卿一々参着御前座、殿上人中召堪糸竹之者、令候欄下、
 余預此座、糸竹了有和歌、広業朝臣記之、糸竹畢立座之後、又有
 召候御前、但余不参、民部少丞信頼依召奉仕御笛、少納言惟忠奉
 仕催馬楽、

同十五日七夜

擲賽之献了上着御前座、堪管絃之人有召候御前欄外、余預此列候之、

音声半減之間有勸盃、有和歌、

○『御遊抄』卷二御産御遊(立命館大学図書館蔵・西園寺文庫本)

・西園寺文庫本は『御遊抄』原本。

・十五日条の「候御前欄外、余預此列候之、音声半減之間」の部分は底本はのどに綴じ込まれ、判読できず。今、『続群書類従』卷五二七に拠る。

▼〔長元元年(一〇二八)十月五日カ〕

元久二年十二月

六日、天晴、

今日下名云々、又弓場始、御劍役藏人催之、

申時許参殿下、(○中略)此間参御前、不審事等申之、

取御劍之将、暫跪御屏風之外、御座定後置御劍、有一説由承之、打

任て、着御以前ニ可置歟、仰云、取御劍前行、更不可待着御、先可置也、

内侍又先置、

着出居座人、上臈経座上自後着、第二以下経下自後着、先年已用此説、

(成定、宗国、定家、実宣、)自前着一説由承之上、長元々々資房卿記、

中将実基召上卿、経出居座後、尤為誤云々、如此記者、自前着正説歟、

仰云、出居座ハ敷幔際歟、申云、逼幔歟、仰云、資房卿後路ヲ誤卜

書ハ尤可用前、御前座自前坐事、常習也、自前坐自後立事、更無之、

起時注誤由者、尤自前可着也、(○中略)此間出居競立、空座人無名門、

実宣朝臣云、(○中略)予答云、(○中略)如旧記者、勝方拜時、出

居立由不見、(○中略)以之思之、今夜已亥隔、

長元々々年記、勝方上卿以下、於出居座南拜、

同二年記、中宮大夫引率前方射手・念人、於出居座前拜、当出居座

南可拜也、如比記者、大内猶出居不可起歟、

○『明月記』元久二年十二月六日条(時雨亭文庫本。財団法人冷泉家時

雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書五七明月記』二朝日新聞社一九九六年)

・「長元々々年記」と「同二年記」は『春記』か否か不明。

・冷泉家時雨亭叢書別巻に翻刻あり。

▼〔長元二年正月〕A

申其官、

(○中略)

資房抄云、長元二年正月記云、其官雖無欠、依望申付短冊例也、

○『除目申文抄』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『除秘 藏人要』〔資料番号日六三―四八三三〕)、『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三―二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・渡邊拓也「藤原資房・資仲兄弟の儀式書について」(『芸林』五九―二〇一〇年)は、「資房抄」が引用する無名記が『春記』である可能性を指摘する。実際、『長兼蟬魚抄』『魚書奉行抄』等に見える「資抄云、長暦四年十二月記」が『春記』同月二十日条である事例が確認できる。長暦二年十月二十三日条も参照。

▼〔長元二年正月〕B

内覧奏聞了撰申文事

(○中略)

資抄云(○中略)

同抄云、長久二年正月記云、随申文体書短冊、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三―二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。
・本条を『春記』と推測することについてはA条参照。

▼〔長元二年十月五日カ〕

↓前掲長元元年十月五日カ条参照。

▼〔長元七年十二月十一日〕

中院行幸儀 不載此抄、(近衛将要枢儀也) 或記云、(資房、)

長元七年十二月十一日、卯行中院、暮景(巻纒)参右府、借申壺胡籙之次、問申今日作法、命云、侍臣非小忌之外(謂不合占也)供御殿油(凡今日御殿油号云小忌御殿油)問、早以退出者也、但藏人頭并可奉仕御湯殿事之人不可占、是依可必候之人也、又近衛司有大忌小忌也、大忌次将雖扈從不入中院、留中和門外候本陣、(中和門北掖西方有近幄)大忌官人等候之、東方有左近幄、挾路陣也、門南有大忌公卿幄、右近幄、北有右兵衛幄、官人等候云々、左右近終夜神楽并雜芸昔、次将乘輿脱衣給官人等云々、(是右府命也)還御之時、同如初供奉者也、予申云、近来侍臣并近衛司等悉以小忌、仍皆扈從惣無大忌人也、命云、奇怪事也、今日行幸供奉人不幾、非小忌人惣不入者也、予問申云、御輿候日華門之時、左将在北、当御輿右如何、命云、是若奪本陣方歟、又申云、御輿出月花門之間、左将在輿南、当左方、理然、而還御之時、左将候御輿右、(西並南也)於中和門名謁、即左将問之、(公卿列立南方)如何、命云、中院小忌陣左在西方、右在東、不似南殿儀、仍奪本陣方左将候御輿右歟、便問公卿之諸事随便耳、

殿上侍臣帶外衛之者、帶弓箭可供奉哉否、命云、不慥覚、但外衛佐帶弓箭候之有何難哉、又欲候大忌外衛陣、殊不見今日事簡易也、又中重之中、只近衛陣許可候歟、外衛事不殊見歟、可尋先例事也者、又命云、小忌陣不多候、将監已下一員許歟者、即参中納言殿、命云、今朝参月次祭、身力已難堪、今夕参内不定、但人不候者可参入者、予参内、戊刻許小忌(中宮権大夫能信、左大弁重尹)・大忌(権大納言長家、中納言殿、左宰相中将頭基)公卿等参入云々、近衛司并侍臣等着小忌(件小忌甚別様、可有青摺也)羅護了、戊四刻出御南殿、先是予、行経出自敷政門到日華門外、御要輿昇居久礼度古、少将右将等(親方、良貞)経階下来同門下、即小忌陣等左右列立、又小忌公卿同列立、此間少納言経成率主鈴等、入自日華門令昇出御鈴云々、近衛開左掖門、

少納言等入自此門可取主鈴敷、入自日華門之儀、未見事也、可尋之、

此間昇契云々、今日不候大刀也、即寄御輿、予依仰昇殿、取劍(内侍

所侍)置御輿前、(外刃右柄)即御々輿、(不警蹕)予又取神璽置

御輿左方、又取御香授東豎子了、乘輿出月華門、(無駕輿丁、只御輿

長左右各三人荷御輿、可然敷可尋也)左將在御輿左、(南)小忌陣

并小忌上卿等前行如常、經陰明門入中和門、(此間大忌陣并公卿列候

如常)進幸神嘉殿、壇下(南階下)寄御輿、予依仰昇殿、入自西

戸催内侍、小時内侍二人出自西戸進候、予取御劍授内侍、次取神璽

同授次内侍了、宸儀下御、(先是階上供筵道)予扶御手祇候、(階間也)

即入、(西戸)予即下畢傍御輿退去、(御輿候西廊)小忌陣左右(左

西右東)候幔内云々、(三方廻幔)予等候侍臣座、(殿北壇上為侍

臣座)内藏寮儲饌、此間供御湯殿、(兼房朝臣奉仕云々)了供神座

云々、(供撤之間、南門有開闔云々)左將行(右將良貞開神殿戸云々、

行經云、供神座之間、依例解弓矢、欲昇開殿戸、而掃部寮官人先開

之、是違例也、(左右次將各一人候左右壇上、脱調度殿左右腕云々、

仍退歸、奇怪事也者、如行經所障者、尤違例也、近衛將先開戸抑扉候也、

(一人褰幌而居也、供了閉戸退下是恒事、上卿不知案内也、曉膳供畢、

又撤神座等如初云々、寅時還御、左將在御輿右(西并南)於中和門

暫留御輿、大忌公卿列立、(門南方)予問云、誰會、(右府命云、或

說誰々加侍)問也、此說非也、誰會と可問也、公卿次第名謁了、

還御南殿、予取御劍等授内侍如前、予留階下(東輿、先是御輿退、

問云、誰會、小忌公卿名謁畢、予自本陣出、于時寅一刻許敷、

今日主上着御白裝束也、

節御輦後、昇立日華門之後、他人不触手云々、

○『北山抄』卷九裏書(陽明文庫藏『無外題 公事』)

▼〔長元八年七月二十一日〕

臨時御読経仰御願趣并度者事

大極殿臨時御読経、仰度者事

長元八年七月廿一日、癸酉、參八省、今日為祈雨以六十口僧被行大般若

御読経、行事大納言頼宗以下參入、予末座前発願畢、

資房為給度者使、資房可給度者之由、仰上卿、仰了退出、更召返仰云、

承勅命、次將進講師辺可仰此由者、仍仰之者、人々被称資房失云々、件

事、今朝間申殿下所被仰如此、次將仰上卿、々々仰弁云々、上卿不知案

内敷者、近代事以上々不知、称人々有失、被筥向壁也云々、

○『北山抄』卷九裏書(陽明文庫藏『無外題 公事』)

・『春記』か否か不明。記主は資平と考ふるべきか。

▼〔長元十年十月二十二日〕

季御読経

南殿儀

(○中略)

御前儀

出居參上、(○中略)

大極殿自壇上西度可入自仏前之間乎、(或上卿仰威從)

〔長元十年十月廿二日、於大極殿被行仁王会、有行幸、左中將資房

法用後、從西方(柱本)進向、就講高座下、仰給度者之由、帶劍

着浅沓、

仁王会儀准之、但給度者之時、上卿仰威從、次將不仰、

○『北山抄』卷九(陽明文庫藏『無外題 公事』)

・『春記』か否か不明。

▼〔長曆二年(一〇三八)正月二日〕

後朱雀
長暦元、十、廿三、幸高陽院、(○中略)

同二、正、二、幸同院、(資房卿記)、伶人不候、仍不奏絃管、

○『御遊抄』卷二朝覲行幸(立命館大学図書館蔵・西園寺文庫本)

▼〔長暦二年正月二十一日〕A

一、更任

(○中略)

院宮更任

資房抄云、権大夫記云、長暦二、正、廿一、除目也、更任院宮公卿、

殊不書付、此中皆加入云々、

○『除目申文抄』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『除秘 藏人要』〔資料番号日六三三四八三三〕)。

・天理大学附属天理図書館本(『正安二年具注暦』紙背)は「長暦二、正、廿一」を「長暦二年正月廿一日」に作る。

・『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号日六三三四一九〕)、『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)、『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中巻』臨川書店 一九七一年)は「資房抄云、権大夫記云、長暦二、正、廿一、除目也、」を「資抄云、長久二年正月記云、」に作る。
・『春記』か否か不明。渡邊前掲論文は「権大夫記」の記主を藤原経任とする。

▼〔長暦二年正月二十一日〕B

造短冊事

(○中略)

申文短冊文

(○中略)

公卿更任(資房卿説、更任ハ院宮公卿別不書付、此内ニ皆加入、)

(○中略)

秋除目可無公卿当年給短冊事

(○中略)

公卿更任

院宮公卿別不書付、此内ニ皆加入、

見資房長久二年記、

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号日六三三四一九〕)、『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中巻』臨川書店 一九七一年)も同じ。

▼〔長暦二年正月〕

白馬節会

出御儀如常、(○中略)次親族拜舞、(内裏式、仗不興、羽林抄、可興之由不見、随又長暦二年資房記、仗不興、是非群拜儀故也云々、)

○『羽林要秘抄』(国立国会図書館蔵『非職事雲客所役秘抄 付羽林要秘抄』〔請求番号WA一六一四七〕)

・『羽林要秘抄』については高田義人「藤原定能撰『羽林要秘抄』の原撰本」(『書陵部紀要』六七 二〇一六年)参照。

▼〔長暦二年三月九日〕

可行直物由奏聞事

大臣兼日令職事(或殿上弁、)被奏其日可行直物由、(或当日奏之、)
(○未書)「首書」(○中略)資房記云、長暦二、三、九、明日必可直物、

大外記頼隆勘申云、八幡臨時祭還立日例不吉、其月閏白入滅云々、仍延引、

○『直物抄』第一次第(国立歴史民俗博物館蔵・田中本(資料番号H七四三―四三九―))。東山御文庫本も同じ。

▼〔長暦二年十月二十三日〕

一、申文内覽奏聞事

資抄云、(○中略)

同抄云、長暦二年十月廿三日、除目也、仍早旦參閏白殿、覽人々申文、先例不内覽云々、近代如之者、

○『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号九一五〇五八〕)

・同日条にはほ同文を存するが、若干文字の出入りがあるため、参考として掲載する。

▼〔長暦二年十月二十三日別記〕

一、御装束

(○中略)

資房卿記云、長暦二年十月廿三日、今日除目也、先是放二間御障子、

〔不奉撤御仏等〕南廂東第四間立廻四尺御屏風一帖、其中供半帖副

御簾立三尺御几帳一本、〔打上御几帳帷也〕其御座前候御硯等也、

垂南御簾、東一二間東行更北折、敷緑端帖為納言・参議座、当御座

間敷菅四座三枚、〔西座閏白、東一座右大臣、東内大臣座、件等座

頗進御簾敷之、閏白・左大臣座与右大臣座、相並之、今日内大臣有

障不参入、而候此座、是閏白命也、

○『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)

▼〔長暦二年十月二十三日別記カ〕

准后或入院宮或入公卿給事

(○中略)

資抄云、長暦二年十月記云、除目也、前齋院(二品)・鷹司殿御給入公卿給、而至内官未給御申文者、其短冊欲書公卿内官未給之処、

公卿内官未給未聞事也、仍又以内官御申文入院宮、以外國御給申文

入公卿給、事已兩端也、可無便也、仍以此旨申請閏白之処、被命云、

齋院并鷹司殿御給等只可入院宮給、仍可無難者、仍入院宮給中畢、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号H七四三―二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家

本〔函架番号 九一五〇五八〕も同じ。

・『除目申文抄』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『除秘 藏人要』〔資料番号H六三―四八三〕)は「資抄」を「資房抄」に作る。同書および『魚

魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家

本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年)はその他、脱字等あり。

・『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号H六三―四一九〕)および『魚魯愚別録』卷一に「長暦二年十月廿三日、

除目、齋宮・鷹司殿御給入院宮東、共准三宮也、見資房記、」と見える。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長暦二年十月二十三日カ〕

諸奏等

資房長暦二年十月記云、諸奏等唯以其望官人申其官之短冊、今案、

八省録ヲ請申、諸衛尉志ヲ請申歟、近衛・自余諸司奏多有別短冊、

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号H六三―四一九〕)。

・『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号H七四三―二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条

料番号H七四三―二二二)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条

料番号H七四三―二二二)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条

家本〔函架番号九一五〇五八〕、『魚魯愚別録』卷一（尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中巻』臨川書店一九七一年）は「以其望官入申其官之短冊」に作る。
・「今案」以下は『春記』ではない可能性がある。

▼〔長暦二年十月二十四日カ〕
頭官撰残事

（〇中略）

秋除目院宮当年給事

在御所（自外献也）議了令候御硯筥、臨期令候御座辺如昨日云々、
見資房長暦二年十月記、

○『綿書』（国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号日六三三四一九〕）。

▼〔長暦二年十月〕A

任符可卷加申文與事

資抄云、（〇中略）

同抄云、長暦二年十月記云、任符返上者、其任符卷加申文是例也、

○『長兼蟬魚抄』（国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三二二二〕）。『魚書奉行抄』（宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕）、『魚魯愚別録』卷一（尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中巻』臨川書店一九七一年）も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長暦二年十月〕B

諸道挙

（〇中略）

資抄云、長暦二年十月記云、以医道奏入諸道挙、

○『長兼蟬魚抄』（国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三二二二〕）。『魚書奉行抄』（宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕）も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長暦二年十月〕C

其宮臨時被申、

（〇中略）

資抄云、長暦二年十月記云、皇后宮臨時被申諸国介、先申関白、其端書

此間令候御硯、

○『長兼蟬魚抄』（国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三二二二〕）。『魚書奉行抄』（宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕）も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長暦二年十月〕D

其官其姓戸請申、

資抄云、諸衛督請申尉志、長暦二年十月記云、右衛門督有被請申尉之申文、申関白随命令候御硯、不付短籍、只其端書右衛門督請申尉、
○『長兼蟬魚抄』（国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三二二二〕）。『魚書奉行抄』（宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕）も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長暦二年十月〕E

前坊帶刀

資抄云、長曆二年十月記云、前坊帶刀申諸司三分、其端書之令候、
○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資
料番号日七四三二二二〕)
・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長曆二年十二月十三日別記〕

資房卿記(于時藏人頭、)

後朱雀院
長曆二年十二月一日、(癸亥)蜜々令勘御神楽(内侍所)日時、十三日、
(乙亥)天晴、今夜有内侍所御神楽事、此御神楽先例有由緒之時、雖被行之、每年可被行事、
(先是申関白殿令勘日時也、内
覧之後、又奏行、行事藏人令催雜事、件御神楽先例有由緒所被行、是
希代之事也、而有所思食、每年可被行也、予昨日於朝餉御前書出召人、
又定祿法等、先帝御時、女官祿太過差、又女官太多、今は每年事也、
仍定可被行也、仍定申其祿法、定文等在別紙、)亥時許事始、召人并
殿上人各着座、於温明殿西庭有此事、(先是撤簀子等、)南渡殿并件
殿西廂等懸御簾、召人座席在南北東西行、(以東為上、)其後儲近衛司・
召人等座、主殿寮燒庭火、殿上人座在綾綺殿東砌壇上、(一行敷之、)
穀倉院儲召人饌、(衝重、)内藏寮儲殿上饌并女官饌、大膳儲御供初献、
頭弁・予勸盃相分勸之也、次々勸盃、次第取之、子時許事了給祿、(頭
弁以下取之、)四位白樹、五位単衣、近衛司・召人各疋絹、内藏寮所
儲也、

殿上・地下共号召人事

歌召人

右中允、御年三十四、

資通朝臣 実基朝臣

孝義朝臣

経長朝臣

経季朝臣 経家

挙範

経季

済道

信頼(笛、)

成棟(篳篥、)

資範

近衛司召人

左

将曹久友 府生武重 武方 久方 番長武行

右

将監政方 公方 府生助武 公安 番長時助

人長高扶宣(祿絹一疋、)

内侍二人(典侍一人・陪從掌侍一人役供云々、)

○東山御文庫本『内侍所御神楽部類記』(勅封番号二二六十七)(宮内庁蔵)

▼〔長曆二年〕

内給

(○中略)

資抄云、長曆二年記云、内給(つと)所其端書之、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資
料番号日七四三二二二〕。『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家
本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長曆二年頃カ〕

賭射

(○中略)

奏聞儀

入神仙門昇小板敷、出上戸跪、(○中略)返給杖於本府官人、授文於
行事藏人、(或給出納、資房記、右府命如此、近代不然、)右次将又如
此、(雖左五位右四位、猶依府次奏之、)

扱吉時率射手、

四府各着南殿前庭座、(○中略)上卿召左右的付、少将各称唯、(近代
不必然歟、)共入幔門参上、(羽林抄云、雖左五位右四位、依官次着座

又如此、資房卿記云、為右四位者先進着座如此、右府命也、置弓於右賜奏文、取副弓左廻退去、(右奏賜左、左奏給右)、出幔門取副硯(本府儲之人柳筥、加入奏於其筥、)於弓、進着的付座、(射場東砌敷菅円座二枚、左北右南並西面、資房記云、可脱查、)右次將又如此、(○中略)出居次將依上卿氣色仰云、的加介、(羽林抄云如此、資房記云、不待上卿氣色、中少將直仰之由、見清慎公御記、)木工寮懸也、

○西園寺文庫本『羽林要秘抄』(立命館大学図書館蔵『新選羽林抄』)

・高田義人「藤原定能撰『羽林要秘抄』の原撰本―本文復原の試み―」(『書陵部紀要』六七 二〇一六年)に翻刻あり。

▼〔長曆三年正月二十一日〕

公卿二合

(○中略)

資房抄云、長曆三年正月廿一日記云、除目、公卿給中可有公卿二合

短尺、而直入当年給、若未給束了、^(平カ)是大概也、可無殊難、

○『除目中文抄』(国立公文書館蔵・内閣文庫本『除秘抄』〔請求番号古三十一八八〕。天理大学附属天理図書館本『正安二年具注曆』紙背も同じ)。広橋本『除目中文抄』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『除秘 藏人要』〔資料番号日六三三四八三〕はこの箇所は節略文。

・『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三一二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)は「資房抄」を「資抄」に作る。

・『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年)は「若未給束了」を「若未給束乎」に作る。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長曆三年正月二十一日カ〕A
撰調畢積御硯筥蓋並御座前事

(○中略)

資抄云、(○中略)

同抄云、長曆三年正月記曰、申文等選了、即結積置御硯筥蓋、袖書等又結之、内給等又在太結外、相重御硯筥並御座前、入欠官之覽筥在其傍、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号日七四三一二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長曆三年正月二十一日カ〕B

結袖書事

資房長曆三年記云、申文等撰了、取目錄各付短冊、即大結積置御硯

筥蓋、袖書等又結之、内給等在大結之外之、申治国・加階・前坊帯刀・内給等、

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号日六三三四一九〕)

・『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年)は「申治国」の上に「令」字あり。

▼〔長曆三年三月カ〕

臨時祭試楽(前二日、)

(○中略)

行事藏人權御馬引間事

長曆三年、〈春〉左五疋、右四疋、〈不足〉予(頭中將)取硯・御馬解文參日御座、依仰付乘尻、一疋不足、仍右寮解文與書舞人一人名、是仰旨也、書了退、授行事藏人、

○『臨時祭試案調案』(浅野長武藏。古典保存会影印本 一九四三年)

・同書「御装束」の項に記名を記さず長曆三年十一月二十日条の一部「依御物忌不出御簾外、猶立御椅子例也、」を引用しており、本記事も「春記」の可能性が考えられる。

▼〔長曆三年七月二十四日、二十五日、二十七日、三十日〕

後朱雀、資房(脚カ)小記云、

長曆三年七月二十四日、主上從今曉有御惱事、二十五日、玉体猶不快惱御、未時許開白御修法三壇許被始行之、

大僧正明尊大威徳法、(性)番僧十人、前大僧正永円不動法、(性)番僧十人、律師明快葉師法、(性)番僧八人、

同二十七日、御惱宜御云々、巳時許発御云々、此御惱尤有畏、自今日被加行三壇御修法、

成典僧正降三世法、濟円僧都軍荼利、永慶阿闍梨金剛夜叉法云々、同三十日、玉体無殊事御云々、

○『阿婆縛抄』卷第一二〇 五壇法日記(大正新修大藏經図像九)。

▼〔長曆三年八月二十九日〕

例幣依穢延引例(資房記)。

延木十二年九月十一日、触穢人參内、仍伊勢例幣延日可奉之由、於建礼門前有大祓、同月十七日、被奉伊勢幣、長元九十月九日、依中宮穢被延、(皇后宮崩也)有延引之由大祓、同十一月十一日、被奉去九月例幣、(已上頼隆勘文)長曆三、八、廿九、

○大東急記念文庫蔵『年中行事秘抄』〔函架番号一〇六函一三架一番〕

裏書
・西本昌弘『古写本による年中行事書の比較研究』(科研報告書二〇〇四年)に翻刻あり。

▼〔長曆三年九月三日〕A

内裏有穢時、無同御卜事
長曆三、九、三、資房記也、(于時藏人頭)関白并左府申行、中宮嬭子崩穢及内裏、

○尊経閣文庫蔵『年中行事秘抄』(影印、前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成』四七―二 小野宮故実旧例・年中行事秘抄 八木書店 二〇一三年)

・B条も参照。

▼〔長曆三年九月三日〕B

三日御燈事
件事、有齋宮群行年依為一月齋被停止之、大嘗会年不被停止、已上代々例也、

長曆三、九、三、依穢不被行、(中宮嬭子崩八月廿八日、資房記)

○大東急記念文庫蔵『年中行事秘抄』〔函架番号一〇六函一三架一番〕裏書

・西本昌弘『古写本による年中行事書の比較研究』(科研報告書二〇〇四年)に翻刻あり。
・A条も参照。

▼〔長曆三年十一月二十日〕

臨時祭試案(前二日)。

(〇中略)

藏人頭微音称唯昇候、(○中略)

長曆三、雨儀、頭(資)、召舞人、又參上、於公卿座末方云、六人許可候□□公卿定申六人許可舞、予即帰、以定親令仰其由、

○『臨時祭試楽調楽』(浅野長武蔵。古典保存会影印本 一九四三年)
・同日条にはほ同文存するも文字の異同があるため、参考として掲載する。

▼〔長曆四年正月六日カ〕

短冊書様

(○中略)

外記申爵、(或抄云、或加階、)

長久元資房記云、外記、(○中略)

長兼元久二、
史申爵、(或抄云、申加階、)

長久元資房記云、史、

○宮内庁書陵部蔵『叙位次第抄』〔函架番号五〇九一九六〕

・あるいは同日条の「外記・史・諸司旁、」を指したものが、『叙位次第抄』には他にも同日条の引用と見られる箇所あり。

▼〔長曆四年三月十四日〕

臨時祭試楽(前二日、)

(○中略)

御馬御覽事

藏人私記云、前四日、近代前三日、

長久元年三月十四日、午時許御馬御覽、右頭信長候御前、宛後付、未時公卿參入試楽、十六日、祭、

○『臨時祭試楽調楽』(浅野長武蔵。古典保存会影印本 一九四三年)

・『春記』か否か不明。長曆三年三月カ・長曆三年十一月二十日条参照。

▼〔長曆四年九月九日カ〕

冊三
一、行幸夜、若召仰以前、有陣中火事者、次將須帶平胡籙、是元來所

隨身也、然者可無難、但於公卿將衛府督ハ可然、(○中略)於次將者先規不分明、然而猶事火急ナラバ平胡籙無便宜歟、只召隨身狩

胡籙帶之可莫其難歟、如法火急之時、不得尋胡籙時、次將帶劍許令供奉行幸有何事哉、可依事也、即長曆年中内裏焼亡之時、左中

將資房帶劍許供奉由、見彼卿之記、尤有興事也、諸事礼者、可隨宜者也、

○『世俗浅深秘抄』上(群書類従卷四六九雜部二四)

・同日条には帶劍ばかりにて供奉のことが見えないため、参考として掲載する。

▼〔長久元年(一〇四〇)十二月二十日カ〕

前坊庁藏人申文事

長久資房記云、可為袖書申文、其袖書云、前坊庁藏人、又史生も

可為同書、其袖書云、前坊史生云々、

○『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号九一五〇五八〕)

・同日条に「又坊官史生已下申文袖書前坊史生・前坊庁藏人、是例事也、」と見える。参考として掲載する。

▼〔長久二年正月二日〕

○頭書
「資房卿」

長久二年正月二日、壬子、今夜初可渡給小二条殿也、(此年来造作修

理也、)亥二刻許寄糸毛御車、予等同扈從之騎馬如常、自彼二条殿西御門入給、黄牛并火取・水取童、他事等皆用新宅儀、即下給了、以東

為礼方、小時閑白已下着饌、(在東対、)盃酒数巡、了置攤紙、即各先置集攤、(民部行経在予次、)了有擲采之戲、先是供御前物、殿上四位

已下役之、予不役仕、是例事也、事了、

○宮内庁書陵部蔵・伏見宮本『諸院宮御移徙部類記』上〔函架番号 伏五四七〕

・『図書寮叢刊』に翻刻あり。

▼〔長久二年正月二十一日〕A

有論者三人共撰入事

資房長久二年正月廿一日記、檢非違使巡申文、資国・俊通・惟高 皆有論、三人者例也、史巡挙光・佐親有論、仍同加入、

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号 日六三三四一九〕)、『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年)も同じ。

▼〔長久二年正月二十一日〕B

一、申文内覽奏聞事

資抄云、(○中略)長久二年正月廿一日、除目始也、仍早旦参関白 殿覽申文等、皆撤礼紙也、

○『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕) 本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長久二年正月〕A

公卿二合(或入未給束、)

(○中略)

公卿未給束可入同二合事(見資房長久二年記、)

付別短冊事(資房長久二年正月記云、或説二合付別短冊云々、小 野右府命也、)

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号 日六三三四一九〕)、『魚魯愚別録』卷一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年)も同じ。

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号 日七四三二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

▼〔長久二年正月〕B

撰調畢積御硯管蓋並御座前事

(○中略)

資抄云、口目抄云、天元四年十月記曰(○中略)

同抄云、長久二年正月記云、申文等入御硯管、蓋重其身置御座前、 外記勘文入覽管、候其右方、是例也、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号 日七四三二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・「同抄」が「資抄」なのか「口目抄」なのか不明であるが、A C D条を参考にすれば、『春記』と考えられるか。なお、長元二年正月A条および長元四年二月十四日A条参照。

▼〔長久二年正月〕C

公卿任符返上

任符返上不分給院宮公卿為同束事

資抄云、長久二年正月記云、任符返上院宮公卿不分別、案之、(資 仲案之)院宮任符返上、公卿任符返上、件短冊可有歟、凡申文短 尺不可有定体、只随当时申文体可付短冊也、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号 日七四三二二二〕)、『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条、また本日D条参照。

▼〔長久二年正月〕D

任符返上可付別短冊事

経頼抄云、(○中略)

資仲卿案云、院宮任符返上、公卿任符返上、件短冊別可有歟者、但

資房記云、只任符返上と云短冊ニテ不可有分別院宮公卿、

○『綿書』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『叙位儀 侍中要』〔資料番号H六三三四一九〕)。「魚魯愚別録」巻一(尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中巻』臨川書店 一九七一年)も同じ。

・C条も参照のこと。

▼〔長久二年正月〕E

文章生散位

(○中略)

資房抄云、長久二年正月記云、文章生任外国者、任後給官、仍称散位第一者給官、

○『除目申文抄』(国立歴史民俗博物館蔵・広橋本『除秘 藏人要』〔資料番号H六三三四八三三〕)。「魚書奉行抄」(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)も同じ。

・『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号H七四三二二二二〕)は「資房抄」を「資抄」に作る。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長久二年正月カ〕A

藏人所

滝口

出納

資抄云、長久二年記云、出納・藏人所袖書、雖有旁帳勘文、依^{其官}□□令候申文、是又例也、

○『長兼蟬魚抄』(国立歴史民俗博物館蔵・田中本『除目職事要抄』〔資料番号H七四三二二二二〕)。

・「申其官」三字は『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)による。同書は「長久二年」を「長久記」に作り、「藏人所袖書」を「藏人所・滝口袖書」に作る。

・本条を『春記』と推定することについては、長元二年正月A条参照。

▼〔長久二年正月カ〕B

短冊書様

(○中略)

外記申爵、(或抄云、或加階、)

長久元資房記云、外記、回二、如抄、

^{長兼元久二、}史申爵、(或抄云、申加階、)

長久元資房記云、史、回二、如抄、

(○中略)

或抄云、

神祇伯申加階、

祭主申加階、(長久二資房記云、祭主申爵、)

(○中略)

諸道博士申加階(資房長久二記云、如抄、紀伝策旁并曆博士在此中、)

(○中略)

王氏爵事

資房長久二記云、式部卿親王送王氏爵申文外記管文之物也、仍返遣
称先例重送之、直給外記畢、彼宮不存歟、

(○中略)

一、袖書事

(○中略)

某朝臣罷外記受領巡年申加階、

長久元資房記云、(○中略)

同二記云、大夫史義賢申文書袖書、(以春日行幸賞申讓男国重、)

(○中略)

次叙位、

(○中略)

次六位藏人二人奏之、

位記置日記御厨子、

(○中略)

資房長久二記云、召名可納日記御厨子也、先例置物御厨子也、而近代
之例也、

○宮内庁書陵部蔵『叙位次第抄』〔函架番号五〇九一九六〕

▼〔長久三年十月二十七日〕A

十年勞事〈近代除目無之〉

長元四年二月十四日、(○中略)

長久三、十、廿七日云々、不置十年勞、仍為見可遷官轉任之人々年限、
權大夫記

雖召執筆選求管文之処、遂不撰出、〔問カ〕同経長、申云、叙位時可置之、

除目時不必候之者、此事如何、汝為頭之時、置之者、令奏者、叙位

者置諸司判官以上年勞也、〔下脱〕為見給爵之年限也、除目者主典已上十年

勞也、為覽轉任遷任勞也、是皆依右衛門督藤原朝臣并右大臣申每度

令候之由、仰云、今日仰経長令置者、小選之後退殿上、経長〔問カ〕同此事、

奏可置之由、不尋知古跡之人、不聞如此事也云々、

○『除目抄』(国立公文書館蔵・内閣文庫本『除秘抄』〔請求番号 古三
一八八〕)。

・『魚書奉行抄』(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一五〇五八〕)

は「廿七日云々」を「廿七日、参朝于飯方、仰云、所撰之申文等有乖

例事、今」に作り、「同経長」を「而経長」に作る(群書類従卷一〇九『除

目抄』は「問経長」)。また「是皆依右衛門督藤原朝臣」以下なし。

・渡邊前掲論文は「権大夫記」の記主を藤原経任とする。

・B条も参照のこと。

▼〔長久三年十月二十七日〕B

除目十年勞事

長久三年十月廿七日資房卿記云、

叙位時者置諸司判官以上十年勞也、為覽給爵之年限也、除目時主

典以上十年勞也、為覽轉任遷官勞也、本定

○『三槐抄』上 初夜裏書(東京大学史料編纂所蔵・徳大寺本三二一)

・A条の内容の節略。

▼〔長久五年三月〕

臨時祭試楽〈前二日〉

御装束

垂清涼殿東廂御簾、(燈檮綱皆反之由、見長久五、三月記、)

○『臨時祭試楽調楽』(浅野長武蔵。古典保存会影印本 一九四三年)

・『春記』か否か不明。

▼〔長久五年四月一日、九月九日、十月一日〕

着東座人路事

(○中略)

権大夫記云、

長久五年四月一日、相印(マ)着宜陽殿、督殿着給外座、(北上西面、

左武衛同着外座、予経南(踏筵如例、)西進、北向揖、昇着奥座(東

面)筵、東三条院儀也、(泉南廊也、)

右武云、立東方昇座、自其座末方着奥云々、是次説也、

同年九月九日云、予渡西着座、(経座南渡西、北面揖、着之、着沓

踏筵是例也、或説、昇座自板敷上渡着之云々、)

十月一日、着宜陽殿、予渡西着奥座、(着沓踏筵是例用也、立長押

下先揖、)

○『北山抄』卷一裏書(宮内庁書陵部蔵・九条家本〔函架番号 九一四七六〕)。

・渡邊前掲論文は「資房抄」等の引く「権大夫記」について、記主を藤原経任と考えるが、本記事では「左武衛」が経任にあたる。「予」は当時右衛門督であった資平を「督殿」と呼んでおり、裏書を記した藤原資仲(所功)「神道大系『北山抄』の解題」『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会 二〇〇一年 初出一九九二年)の兄で寛徳二年(二〇四五)に東宮権大夫となる資房の可能性が高い。なお九月九日以降が「権大夫記」であるかどうかは不明。

▼〔長久五年〕

臨時祭試楽(前二日、)

(○中略)

主上出御、(御引直衣、)

藏人頭供御草鞋、踏含御袴着御、

長久五年、頭資通供御草鞋、即着御、今日御直衣、不着御草鞋歟、

問左兵衛督、答云、前々無此事、予帰家引見日記、更無所見、如何々々、如此記歟、若此後事歟、

○『臨時祭試楽調楽』(浅野長武蔵。古典保存会影印本 一九四三年)

・『春記』か否か不明。

▼〔寛徳元年(二〇四四)十二月十三日〕

十年勞事(近代除目無之、)

(○中略)

権大夫記
長久三、十、廿七、(○中略)

長久五・十二・十三記云、除目也、十年勞、依天氣資通仰大外記令進之、則進之、藏人長家奏之、合入欠官帳筭、依筭多不並置也、

○『除目抄』(国立公文書館蔵・内閣文庫本『除秘抄』〔請求番号 古三一八八〕)

・『春記』か否か不明。渡邊前掲論文は記主を藤原経任とする。

▼〔寛徳二年正月七日〕

馬允代用近衛將監例

後朱雀
寛徳二年正月七日、甲子、白馬会也、権大納言頼一卿行内弁事、右

馬允源頼国不参、仍外記申上卿之処、以左近衛少将隆俊朝臣為代之

由仰了、又右馬允豊田憲隆俄不参、以右近将監公近為代、

○『妙音院相国白馬節会次第』(立命館大学図書館蔵・西園寺文庫本『白馬節会 秘』)

・日記名不詳。『春記』の可能性があるので、参考として掲げる。

▼〔寛徳二年正月・二月頃〕

安元二年七月八日、建春門院午終許絶入給、(日来二禁、)申終崩御云々、

廿三日、左兵衛督成範又着諒闇、(非素服人、)伝聞、去廿日内府(師、)

被着諒闇云々、(○中略)

嘉承、内大臣(于時大将) 椽宣旨以前位袍也、寛徳資房記、
宣旨以前不可着之由見畢、

(○中略)

十三日、五七日也、予不見、伝聞六十僧也、

公卿或帶劍、或不帶云々、寛徳資房記曰、依閑白(宇治殿) 仰人々

不帶劍云々、今日閑白不帶劍給云々、自余公卿五分之三、帶劍、

○宮内庁書陵部蔵・九条家本『諒闇部類記』〔函架番号 九一五二五一〕

建春門院所引定能卿記

・後朱雀上皇崩御は寛徳二年正月十八日。

▼〔寛徳二年四月八日カ〕

礼服用次第

先着烏帽理髮、

北山・西宮ノ記、文カクノコトシ、然ニ寛徳資房卿ノ記曰、烏ヲ然着

具ノ後、烏帽玉冠ヲ着ルト云々、(○中略)

次着褶、

北山抄云、表袴ヨリ三寸是ヲ上ル、資房卿ノ記曰、二寸アマリト云々、

(○中略)

次着小袖、(頸紙常之袍ノコトシ、)

資房卿ノ記ニ云、頸紙アリ、例ノコトシ、裳ヨリ二三寸計是ヲ上ル、(○

中略)

次着大袖、

資房卿ノ記ニ云、小袖之末ヨリ三寸アマリ是ヲ上ルト云々、

(○中略)

次結綬、(○中略)

北山抄云、乳之下綬ヲ結ヒテ下ヨリ返ス、劍ノ平緒ノコトシ、則針糸

ヲ以テ衣ニトチ付ル、資房卿ノ記、糸ヲ以テ綬ヲ乳之上ニ結ヒテ下サ
マニ返ス、平緒ノコトクニ垂ル、長一尺計ト云々、

(○中略)

次着玉冠、

北山抄ニ云、燈心ノ輪ノ上ニ冠ヲクハフ、糸ヲ以テ結ヒ、固フト云々、

資房卿ノ記、組緒ヲ以テ頸下ニ是ヲ結フ、其総長ク垂ル、(○中略)

(○底本前行に続く、他本により改む)

(○底本前行に続く、他本により改む)

北山抄ニ云、二重軽重ニシタカフ、資房之卿記、燈心之輪ヲ入ル、三
重墨ヲ以テ是ヲヌル、(○中略)

次取牙笏、

資房卿記ニ云、次ニ笏ヲトル、スヘカラク牙笏ヲ用ユヘシ、然ニナキ

ニヨリ、ヨリテ其実例之笏ヲ取ト云々、

(○中略)

着烏皮烏事

北山抄云、革緒ヲ以テ固ク結フ、錦之襪アリト云々、資房卿記ニ云、

烏皮烏ヲ着、着ク、組緒ヲ以テ固ク是ヲ結フト云々、

○『有職抄』卷七(宮崎和廣編『宮廷文化研究(有識故実研究資料叢書)』

一総説一 クレス出版 二〇〇五年)。

・後冷泉天皇即位は寛徳二年四月八日。

▼〔寛徳二年四月二十四日・二十五日〕

撰日次事

職事奉仰内々間陰陽寮、無勘文、避御衰日并執政衰日始之、

(○中略)

一箇日除目可不快事

資房記曰、寛徳二年四月廿四日、先日閑白被問右府云、今日可被行

除目、而終休日也、廿八日欲行之処、廿九日国忌也、置其間者又可

及五月、又只有一日除目如何云々、右府被申云、代始只有一日之除目、猶不快歟、雖休日被行何事哉、若過今月者尤可延引云々、今日已除目也云々、但関白殿不可参内給云々、是依大將御周忌日近々也云々、廿五日、除目議如昨日云々、関白不参給云々、最初除目不被参入事、人々為奇、

○『魚魯愚別録』卷一（尊経閣文庫本。古代学協会編『史料拾遺五 前田家本魚魯愚鈔中卷』臨川書店 一九七一年）

▼〔寛徳三年四月十四日カ〕

寛徳三年四月十四日改元、〈永承、代始〉

（○中略）

土記、四月十四日、（○中略）

野房記、武衛被談云、年号事、猶以承保可為上也、永字年号三也、或一年、或二年云々、猶可忌避也者、

○『元秘別録』第一（国立歴史民俗博物館蔵・高松宮家本『改元勘文部類』一〔資料番号日六〇〇一―一〇二五―二〕）

▼〔永承三年（一〇四八）正月七日〕

天皇渡御紫宸殿、

御忌月無出御事

永承三年正月七日、丙子、節会、内弁内大臣也、今日無御出并音楽、

不立舞台、依御忌月也、

（○中略）

国栖奏（奏歌笛、献御贄也、）

（○中略）

御忌月只奏風俗不奏笛事

永承三年正月七日、丙子、節会、内弁内大臣也、国栖奏歌不奏笛、

依御忌月也、〈資房記〉

○『妙音院相国白馬節会次第』（立命館大学図書館蔵・西園寺文庫本）『白馬節会 秘』

・「御忌月無出御事」所引記事の日記名は不詳なるも『春記』の可能性が考えられるため、あわせ掲げる。

▼〔永承三年三月二日〕 A

同日各用螺鈿太刀例

永承三、三、二、興福寺供養、（去月廿二日、准御齋会日、右大臣仰下大外記、）此日上達部用隠文帶螺鈿劍、弁少納言用処方、

○『蛙鈔』劍（影印 宮崎和廣編『宮廷文化研究（有識故実研究資料叢書）』六装束一 クレス出版 二〇〇五年）

・『春記』か否か不明。永承五年三月十五日条参照。

▼〔永承三年三月二日〕 B

躑躅

（○中略）

永承三、三、二、興福寺供養、左右堂童子四位八人躑躅色下重也、五位十八人桜下重、

（○中略）

白桜例

永承三、三、一、興福寺供養、左右堂童子五位廿人桜下重、

四位八人躑躅色也、

○『蛙鈔』下襲（影印 宮崎和廣編『宮廷文化研究（有識故実研究資料叢書）』六装束一 クレス出版 二〇〇五年）

・『春記』か否か不明。永承五年三月十五日条参照。

▼〔永承五年三月十五日〕

同日不可必帶螺鈿太刀例

永承五、三、十五、法成寺新御堂供養也、資房用隱文帶、
依可供奉行啓也、然而殿命云、今日可准御齋会由宣下先了、人々皆
用螺鈿劍可帶隱文之由所存也、御齋会不必然事也、先年此御堂供養
日被准御齋会雖被行、故右府只用例帶時繪劍也、(此後在詞之、)

○『蛙鈔』劍(影印 宮崎和廣編『宮廷文化研究(有識故実研究資料叢書)』
六裝束一 クレス出版 二〇〇五年)

・同日条存するも、傍線部分なし。この部分の引用は、『蛙鈔』劍部の
他の箇所にも見えるが、本箇所が最も長く引用する。

▼〔永承五年九月十八日〕

任秋田城介事

本抄云、先書出羽国、次書介字如恒儀、但後日賜秋田城介執行官
符也、
○(首書) (○中略) 資房記云、永承五、九、十八、出羽介平繁成、(謂
城介、)

○『直物抄』第一次第(国立歴史民俗博物館蔵・田中本〔資料番号H
七四三―四三九―〕。東山御文庫本も同じ)。

▼〔永承五年十月十三日、同六年二月二十八日〕

永承五、十、十三、幸女院御在所、(資房卿記、東北院歩儀、御即位之後、
初臨幸也、)無音楽、

同六、二、廿八、幸東北院、(同卿記、女院御在所、)無奏音楽、(但於
饗座丞相及戸部發雜芸事、或催馬楽、或雜歌、或又俱舎頌、奇怪々々、)

○『御遊抄』卷二朝覲行幸(立命館大学図書館蔵・西園寺文庫本)

▼〔永承六年七月十一日・十九日〕

春記

永承六年七月十一日、己未、天陰、内豎来云、今夜戌刻可遷御大膳職、
可參入者、称病由不參入、後日聞、右府已下參入、各着靴、衛府次將
等着縫腋帶壺胡録云々、督殿及隆国・信長・俊家等不參入云々、御在
所大軽々軽々、已非皇居云々、十九日為遷御冷泉院違御方角忌之故也、
王者屢遷御所、々未聞事也、只付万事減王法也云々、子時遷御云々、
十九日、丁卯、天晴、召使来云、今日戌時可遷御冷泉院、可參入者、
答承給之由、今日遷御冷泉院、西刻許參入、(用隱文半帶、)御大膳職
也、先是関白及右大臣參入云、予着陣座、(在南舎、)先是中納言俊家・
右兵衛督經成在座、納言在外座、行神鏡及御竈神可奉遷、今夜勘奏
日時也、此間及戌刻云々、諸卿着靴、列立御前、(南面、)左大将(右
府、)在東、次諸卿列西、但東上南面、依便宜歟、關司奏、(關司裝束
已奇、又從跣違例甚而也、)勅答後有鈴奏、(少納言清房作法奇怪、万
人解頤、)即寄御輿、小々時御輦之間、予退列、出北門騎馬、(於此門
外騎也、)馬副二人取口、(左大弁経長馬遲將來、仍用他人馬間遲參、)
出待賢門、自同大終東行、又自堀川大路南行、於東陣下馬、諸卿如此
輦路同之、諸卿入左衛門中、(謂東陣、)先是黄牛二頭引立門中左右、(謂
南北、)左右馬寮官人引之、大納言師房卿云、(件卿依造院行事、不供
奉行幸、候此院、是例事也、)諸卿可在黄牛次云々、民部卿云、不可然、
諸卿在牛前列立御庭、牛者在輦前者也、是例也、仍諸卿先列立南庭如何、
(此院以東為礼方、仍列立東、北上西面如内裏儀、)執水火童女二人(火
取脂燭、水者入椽、)在東中門内、此間風力殊甚、(自朝風吹、太不静、)
仍以大桶覆火、(集教多脂燭取之、為恐滅也、)是若礙風歟、太見苦事
也、行事弁師家扶持両童女、昇自南殿東階、(天德例用西階、彼時西
為礼、此度以東為礼也、)參入中殿云々、(大者怪御殿油三日不滅云々、
火歟、)水者給御厨子所云々、(此間乘輿在陣外、火童早昇也云々、(源大納言

行事也、大納言在列、御輦入中門（黃牛在御輦前、漸引行）之間、主稅頭時親朝臣（四位）奉仕御反問、（黃牛在前）徐步、成呪術、到南殿階前、披說呪書了退去、黃牛在殿左右、御輦幸南殿之間、黃牛引退立東西中門、南掖廊中撤御輿之後、大納言師房卿令置版位、中務丞藤原為信取之、置南庭中央退去、其後闌司奏、勅答了、少納言奏進鈴了、（作法太奇、万人莫人解頤、）有名謁、（兼中少將・公卿加列立如例）々々了入御、諸卿經左仗下、各脫靴沓、更着宜陽殿座、（北上東面對、下臈着輿、座人自地上經南渡殿東昇着云々、）頭弁備饗饌、民部卿長家（中宮大夫）・中宮權大夫經輔及右兵衛督經成等不燔座退去、可供奉中宮行啓之故云々、（中宮今夜可遷御此院云々、）右大臣云、在座公卿大納言信家・左大弁經長・宰相中將能長及予也、盃酒之間、無便軫盞、（大納言依為其息也）仍停酒只下箸、何事之有哉者、即下箸了、（不及計、）大臣起座、移着左仗座、已藏人同移着之、小時大臣參上殿上、諸卿相從、先是闕白被坐殿上、即有盃酒事、（藏人頭勸盃、五位・六位役之、）此間供五菓云々、（亥二点也、）次供御膳云々、（朝膳早於本宮供了、仍此院供夕膳、是先例等也、）闕白參御所、（稱風病由、退宿所云々、）藏人等敷御前座云々、（東孫廂南三間敷綠端晝、不列大臣座云々、）出御云々、（着御々直衣、）御昼御座也、藏人頭右大弁經家告召由、右大臣已下參候御前座、給衝重、藏人頭右近中將資綱朝臣勸盃、（藏人左少將俊長取杓、）其後依天氣近參長押上、（先是敷円座、内外相對在御座南、）次藏人頭經家朝臣取御料紙入、公卿未方參進、居御座南、頭退去、（料紙甘帖許盛折敷、居高器、）次召筒采、（藏人左少將俊長捧之、奉大臣、先例入柳筥、今日不然、失歎、）次六位已上進紙、（先御前中央置円座一枚、此上置紙、）公卿摺笏、取紙奉之、或拔笏退後、或乍摺笏復座、（此兩說也、）次六位已上進紙之者一々參進打攤、公卿又自下臈打攤、（或乍摺進打、拔笏婦、或把笏進打云々、）訖次給祿各有差、（件祿行事等儲之、先例有等差、而今般無分別歎、尤失也、）宸

儀入御、公卿退出、于時子三点也、先是中宮入御、大夫長家卿・權大夫經輔卿・右兵衛督經成卿及三位二人（俊房、忠家、）供奉云々、又賢所奉渡已了云々、御竈神子刻奉遷了云々、中納言俊家卿供奉、（在上東門院、上弘行大速了、）皇后宮廿五日可入內給云々、（御大炊寮、）中宮日者御長家卿家、今夜豈給其家可有家賞由云々、大納言以其息三位少將忠家申請可叙二位之由、而三位中將俊房本是忠家之上臈也、為超越不被許忠家二位云々、造院賞被行之日次俊房可叙二品云々、其次忠家可叙云々、仍今夜無家賞事、太任意之代也、嬰喙小兒等居高位、如予之人雖積年勞、只沈屈之愁、生而遇亂代、其理可然之、今日從朝風吹、雖不及發屈、草木動搖太不閑、遷御之間、南殿上及遲上吹滅炬焰、又吹滿其焰、或飛上屋上、其火焰飄々遍滿、見者莫不驚恐、殿上焰先不燃、已及幽暗、太以周章也、主上出御昼御座之間、風力弥倍、燭燈頻滅、侍臣更々雖拏脂燭、遂不能燃得、事々不便也、如何、但天晴、月明、出御時闌司先奏、是例、而遷御新宮之後、又闌司奏之如何、天德遷御冷泉院御日記不被注新宮闌司奏事、又応和元年遷御々内裏御日記如此、而今日儀兩所有闌司奏、若依何例哉、大納言師房作今日次第云々、如何、三今日宜陽殿及殿上饗等儲之、所々屯食・女房饗事如何、可尋、頭弁云、殿上簡三今日間不封云々、如何、予奏云、慥不覺又無所見、但長久二年遷御内裏、彼時不封簡云々、頭弁云、闕白被命不可封之由、仍不可封者、置牛在左右中門、南廊内儲張槽、馬寮飼之、天德例、在中殿御前云々、

第二、三日儀略之、

○『遷幸部類記』（東京大学史料編纂所藏〔請求番号〇一五七一七〕）

・丸山裕美子『遷幸部類記』についての基礎的研究―影印・翻刻篇(一) 江記・春記・小右記(『愛知県立大学文学部論集』日本文化学科編 五四 二〇〇六年)に影印・翻刻あり。

▼〔天喜二年(一〇五四)八月二十二日、同三年十二月二十八日〕

後朱雀 資房〔卿カ〕小記云、
長曆三年七月二十四日、(〇中略)

天喜二年八月二十二日、(癸丑)天皇御惱、(若皇后宮歟、)

大僧正明尊、法印権大僧都明快、権少僧都永慶、阿闍梨頼尊、今一人 不見之、(不審、)

天喜三年(乙未)十二月二十八日、

大納言経長卿室病惱、仍請三位阿闍梨覺助等五壇法、覺助一人効験之 間任権律師、

○『阿婆縛抄』卷一二〇 五壇法日記(大正新修大藏經図像九)

・『春記』か否か不明。

▼〔年月日不詳〕

おもひきや君か衣をぬきかへてこき紫の色をきむとは

こき紫とは三位袍をいふ也、袍は二位より三位まで同色、四位紫、

五位あけ、六位みとり也、六位叙五位之時、着五位藏人袍、四位 に叙する時、着貴首袍、叙三位人着大臣袍也、

(〇中略)

今世に四位袍ひとへに公卿におなしくてきる也、資房卿記などに も、三位して袍きあらたむとみえたり、

○『僻案抄』二(宮内庁書陵部蔵・鷹司家本〔函架番号 鷹六四五〕)

・『資房卿記』部分につき、東山御文庫本(『案秘』勅封番号一八二一七

―五)は「資房卿記」の「記」字を欠き、慶應義塾大学附属研究所斯

道文庫本(請求番号〇九一ト三六一)は「三位して袍きあらたむ」 を「叙三位着改袍」とする。また東山御文庫本および斯道文庫本は「資 房卿(記)などにも」の前に、それぞれ「ちかき世まで」「近世まで」 の語がある。

・鷹司家本・斯道文庫本は慶應義塾大学附属研究所斯道文庫監修『古 今集注釈書影印叢刊』一僻案抄(勉誠出版 二〇〇八年)に影印あり。

▼〔年月日不詳〕

一、無左右不更衣事

宿老人忿不更衣事

(〇中略)

宿老忿不更衣例

建久二、十、十、参鳥羽宮、着烏帽子直衣、(夏)老人早速更衣

零駕事云々、又冬直衣打任事也、

能信卿着之由、見資房記、故九条大相国、中山中納言(顕時、)

如此、

同三、四、八、(亮闇中)右中弁棟範朝臣来、予(内大臣忠、)

着吉服冬直衣、(烏帽)依非公事、随便宜、雖可亮陰直衣、内々

事、随便宜、又着冬衣事老大臣之例也、(能信・能長卿着之由、

見資房卿記、故九条大相国伊通公、)

○『蛙鈔』直衣(影印 宮崎和廣編『宮廷文化研究(有識故実研究資料

叢書)』六装束一 クレス出版 二〇〇五年)

小倉慈司(国立歴史民俗博物館研究部)

小川宏和(早稲田大学大学院 文学研究科アジア地域文化学コース)

(二〇一六年二月二七日受付、二〇一七年六月五日審査終了)

附表：『春記』年月日一覧

	年	西暦	月日	所収	底本もしくは所収史料
1	万寿3	1026	6月24日	大成	宇槐記抄
2	万寿3	1026	12月13日・15日	○	御遊抄
3	長元元	1028	10月5日カ	○	明月記
4	長元2	1029	正月日A	○	除目申文抄
5	長元2	1029	正月日B	○	長兼蟬魚抄
6	長元2	1029	10月5日カ	△	明月記
7	長元4	1031	正月2日	大成	殿上淵酔部類記
8	長元7	1034	12月11日	○	北山抄裏書
9	長元8	1035	7月21日	△	北山抄裏書
10	長元10	1037	10月22日	△	北山抄
11	長暦2	1038	正月2日	○	御遊抄
12	長暦2	1038	正月21日A	△	除目申文抄
13	長暦2	1038	正月21日B	○	綿書
14	長暦2	1038	正月日	○	羽林要秘抄
15	長暦2	1038	3月9日	○	直物抄
16	長暦2	1038	8月17日～9月	報告	国立歴史民俗博物館蔵(田中本)
17	長暦2	1038	10月～12月	大成	宮内庁書陵部蔵(東寺本)
18	長暦2	1038	(10月23日)	参考	魚書奉行抄
19	長暦2	1038	10月23日別記	○	魚書奉行抄
20	長暦2	1038	10月23日別記カ	○	長兼蟬魚抄
21	長暦2	1038	10月23日カ	○	綿書
22	長暦2	1038	10月24日カ	○	綿書
23	長暦2	1038	10月日A～E	○	長兼蟬魚抄
24	長暦2	1038	12月13日別記	○	内侍所御神楽部類記
25	長暦2	1038	不詳	○	長兼蟬魚抄
26	長暦2頃	1038	不詳	○	西園寺文庫本羽林要秘抄
27	長暦3	1039	正月1日・3日・5日～8日・10日	大成	東京大学史料編纂所蔵(狩野養信令写本)
28	長暦3	1039	正月21日	○	除目申文抄
29	長暦3	1039	正月21日カA	○	長兼蟬魚抄
30	長暦3	1039	正月21日カB	○	綿書
31	長暦3	1039	3月日カ	○	臨時祭試楽調楽
32	長暦3	1039	7月24日・25日・27日・30日	○	阿婆縛抄
33	長暦3	1039	8月29日	○	大東急記念文庫本年中行事秘抄裏書
34	長暦3	1039	9月3日A	○	尊経閣文庫本年中行事秘抄
35	長暦3	1039	9月3日B	○	大東急記念文庫本年中行事秘抄裏書
36	長暦3	1039	10月～閏12月	大成	宮内庁書陵部蔵(東寺本)
37	長暦3	1039	(11月20日)	参考	臨時祭試楽調楽
38	長暦4	1040	正月	大成	宮内庁書陵部蔵(九条家本)
39	長暦4	1040	(正月6日カ)	参考	叙位次第抄
40	長暦4	1040	3月14日	△	臨時祭試楽調楽
41	長暦4	1040	4月2日～11日	大成	宮内庁書陵部蔵(九条家本)
42	長暦4	1040	4月11日(前欠)～6月	大成	宮内庁書陵部蔵(東寺本)
43	長暦4	1040	8月3日(前欠)～30日	大成	京都国立博物館蔵(東寺本)
44	長暦4	1040	9月	大成	宮内庁書陵部蔵(東寺本)
45	長暦4	1040	(9月9日カ)	参考	世俗浅深秘抄
46	長暦4	1040	10月5日以前(前欠)・6日～9日・14日	紀要	宮内庁書陵部蔵(九条家本)
47	長暦4	1040	10月14日(前欠)～29日	大成	宮内庁書陵部蔵(九条家本)
48	長久元	1040	11月	大成	宮内庁書陵部蔵(東寺本)
49	長久元	1040	12月	大成	宮内庁書陵部蔵(九条家本)
50	長久元	1040	(12月20日カ)	参考	魚書奉行抄
51	長久2	1041	正月2日	○	諸院宮御移徙部類記
52	長久2	1041	正月21日A	○	綿書
53	長久2	1041	正月21日B	○	魚書奉行抄
54	長久2	1041	正月日A	○	綿書

	年	西暦	月日	所収	底本もしくは所収史料
55	長久2	1041	正月日BC	○	長兼蟬魚抄
56	長久2	1041	正月日D	○	綿書
57	長久2	1041	正月日E	○	除日申文抄
58	長久2	1041	正月日カA	○	長兼蟬魚抄
59	長久2	1041	正月日カB	○	叙位次第抄
60	長久2	1041	2月	大成	大谷大学博物館蔵
61	長久2	1041	3月	大成	宮内序書陵部蔵(東寺本)
62	長久3	1042	10月27日A	○	除目抄
63	長久3	1042	10月27日B	○	三槐抄裏書
64	長久5	1044	3月日	△	臨時祭試楽調楽
65	長久5	1044	4月1日	○	北山抄裏書
66	長久5	1044	9月9日	△	北山抄裏書
67	長久5	1044	10月1日	△	北山抄裏書
68	長久5	1044	不詳	△	臨時祭試楽調楽
69	寛徳元	1044	11月24日	大成	改元部類記
70	寛徳元	1044	12月10日	大成	改元部類記
71	寛徳元	1044	12月13日	△	除目抄
72	寛徳2	1045	正月7日	△	妙音院相国白馬節会次第
73	寛徳2	1045	正月・2月日頃	○	諒闇部類記
74	寛徳2	1045	正月16日	大成	園太暦
75	寛徳2	1045	4月8日カ	○	有職抄
76	寛徳2	1045	4月24日・25日	○	魚魯愚別録
77	寛徳3	1046	4月14日カ	○	元秘別録
78	永承元	1046	4月15日	大成	改元部類記
79	永承元	1046	11月22日	大成	東宮御元服部類記
80	永承元	1046	12月19日・20日	大成	東宮御元服部類記
81	永承3	1048	正月7日	○	妙音院相国白馬節会次第
82	永承3	1048	正月25日以前(前欠)・26日	大成	武田杏雨書屋蔵
83	永承3	1048	閏正月	大成	武田杏雨書屋蔵
84	永承3	1048	2月14日・24日	大成	武田杏雨書屋蔵, 前田育徳会尊経閣文庫蔵
85	永承3	1048	3月	大成	武田杏雨書屋蔵, 前田育徳会尊経閣文庫蔵
86	永承3	1048	3月2日AB	△	蛙鈔
87	永承3	1048	4月5日・12日・16日・17日	大成	武田杏雨書屋蔵
88	永承3	1048	5月7日	大成	武田杏雨書屋蔵
89	永承3	1048	6月	大成	武田杏雨書屋蔵
90	永承5	1050	3月6日・10日・12日・15日	大成	妙法院蔵
91	永承5	1050	3月15日	○	蛙鈔
92	永承5	1050	9月18日	○	直物抄
93	永承5	1050	10月13日	○	御遊抄
94	永承6	1051	2月28日	○	御遊抄
95	永承6	1051	7月11日・19日	○	遷幸部類記
96	永承7	1052	4月5日～6月10日	大成	京都国立博物館蔵(東寺本)
97	永承7	1052	7月～8月	大成	京都国立博物館蔵(東寺本)
98	永承7	1052	9月6日・7日・28日	大成	京都国立博物館蔵(東寺本)
99	天喜2	1054	5月	大成	高山寺蔵
100	天喜2	1054	6月2日・4日(後欠)	大成	高山寺蔵
101	天喜2	1054	8月22日	△	阿婆縛抄
102	天喜3	1055	12月28日	△	阿婆縛抄
103	不詳			○	僻案抄
104	不詳			○	蛙鈔

・「所収」欄の「大成」は『増補史料大成』所収、「報告」は『国立歴史民俗博物館研究報告』50 古瀬奈津子論文所収、「紀要」は『書陵部紀要』54 宮崎康充論文所収、「○」「△」「参考」は本稿所収の意。うち「△」は『春記』か否か確定できないもの、「参考」は参考記事を意味する。

・「底本もしくは所収史料」欄には「データベースれきはく」にて公開(予定)の春記データベースにおける底本(逸文の場合は逸文所収史料名)を記した。